

関市公共施設再配置計画策定ワーキンググループ設置要領
(平成25年2月22日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、関市公共施設再配置計画策定調整会議設置要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、関市公共施設再配置計画策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 ワーキンググループは、調整会議等の円滑な進行を支援し、その指示する事項について調査、提案等を行うものとする。

(主宰及び組織)

第3条 ワーキンググループの構成員は、別表1に掲げる部課等の長の推薦により、その所属する課長補佐級以下の職員及び若干名の職員有志を充てる。

2 ワーキンググループは、市長公室秘書広報課経営戦略室長（以下「室長」という。）が必要に応じて招集し、その運営に当たる。

3 室長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を参加させることができる。

(庶務)

第4条 ワーキンググループの庶務は、市長公室秘書広報課経営戦略室において処理する。

附 則

この細則は、決裁の日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

部等名	課等名	人数	
市長公室	秘書広報課経営戦略室	—	
企画部	企画政策課	各 1 名	
企画部	市民協働課		
総務部	総務管財課		
総務部	財政課		
福祉部	高齢福祉課		
福祉部	子ども家庭課		
経済部	林業振興課		
建設部	土木課 (土木技術)		
建設部	都市計画課 (建築技術)		
教育委員会	教育総務課		
教育委員会	生涯学習課		
その他	職員有志		若干名